

(B・C・Dコースは裏面に)

**和歌山大学消費生協オリジナル公務員試験対策講座のお申し込みをご検討のみなさまへ**

和歌山大学消費生協オリジナル公務員試験対策講座（以下、「公務員講座」といいます）のお申し込みにあたっては、事前に下記事項を必ずご確認くださいませようお願いします。

事業者名：和歌山大学消費生活協同組合  
住所：〒640-8441 和歌山県和歌山市栄谷 930  
電話：073-452-8497

**※ 内容を十分にお確かめください。****【ご確認事項】**

- 公務員講座は「公務員試験対策」のために、生講義中心の講座をおこないながら学内講座事務局が約12ヶ月間を通して様々なサポートをおこないます。
- 講座の内容・スケジュールは変更する場合があります。ただし、変更の際は事前にご連絡いたします。
- 公務員講座に関わるテキスト・問題集・レジュメ・その他の印刷物、使用データなど（以下、「教材」といいます）を和歌山大学消費生活協同組合（以下、「大学生協」といいます）に無断で複製・複写することは一切できません。
- 公務員講座を受ける権利を他人に譲渡することはできません。

**5. クーリング・オフに関する事項**

- 公務員講座は、申込金を所定の大学生協窓口が受理した時点をもって契約成立とします。
- 契約書面を受け取った日を含む8日間は、書面により無条件に公務員講座の役務提供契約の申し込みの撤回（当該契約が成立した場合は当該契約の解除）を行うこと（以下、「クーリング・オフ」といいます）ができます。
- 前項に規定する解約の効力は、契約解除の通知書面を大学生協へ提出、もしくは郵送して頂いた日（郵便消印日付）から生じます。
- この場合は、お申込者は違約金を支払う必要はありません。既に申込金（教材代金含む）の全部または、一部を支払われている場合は、速やかに大学生協よりその全額の返還をうけることができます。
- クーリング・オフが不実告知による誤認または威迫による困惑によって行使されなかった場合には、改めてクーリング・オフができる旨の書面を受領した日を含む8日を経過するまでは、クーリング・オフができます。
- S入門学習コースについては、特定商取引法が既定する特定継続的役務提供には該当しないため、クーリングオフの対象とはなりません。

**6. 中途解約（クーリング・オフが可能な期間の経過後の契約解除）に関する事項**

- 公務員講座開始前までの契約解除の場合、申込金（教材代金含む）から違約金として、15,000円及び使用された教材の価格相当額を差し引いて返金いたします。ただし、未使用分の教材が返還されない場合は、未使用分の教材の価格相当額の返金はありません。
  - 公務員講座開始後の契約解除の場合、申込金（教材代金含む）から①～③を差し引いた金額を返金いたします。
    - 解約申し出日までに実施された講義の対価に相当する受講料（解約お申し出までに実施済みの講座の回数に講座の単価880円（税込）をかけた金額）。
    - 使用された教材の価格相当額
    - 違約金として、申込金（教材代金含む）から①及び②の金額を控除した額の20%に相当する金額または、50,000円のいずれか低い金額。
  - S入門学習コースについては、中途解約はできません。
- 講座開始後に、募集するオプション講座等についてもこの規定を適用します。
  - 頂いた個人情報は和歌山大学消費生活協同組合個人情報保護法方針（[https://wu.u-coop.net/about\\_seikyو/privacy\\_policy/](https://wu.u-coop.net/about_seikyو/privacy_policy/)）に則り和歌山大学消費生協が管理します。

以上

きりとり

年 月 日

上記内容、および和歌山大学消費生協学内講座約款（公務員試験対策講座）（[https://wu.u-coop.net/kouza/counterplan\\_agreement/](https://wu.u-coop.net/kouza/counterplan_agreement/)）も確認しました。

(学部)

(学科)

(名前)

※上記控えをお渡しいたします。講座修了後まで大切に保管下さい